

議案第19号

多可町ハートフル学業支援金給付条例の一部を改正する条例の制定について

多可町ハートフル学業支援金給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年3月2日提出

多可町長 戸田善規

多可町ハートフル学業支援金給付条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

多可町ハートフル学業支援金給付条例（平成22年多可町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

多可町ハーフトフル学業支援金給付条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(給付の資格)</p> <p>第2条 学業支援金は、次に掲げる要件に該当する者に対して給付する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>他の制度による奨学金等の給付を受けていない者</u></p>	<p>(給付の資格)</p> <p>第2条 学業支援金は、次に掲げる要件に該当する者に対して給付する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>